

災害時における緊急通行車両等及び規制除外車両の確認事務取扱要領

第1 目的

この要領は、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両又は大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)及び緊急通行車両の確認等に係る事務手続き要領第3に規定する規制除外車両としての使用について、知事が災害対策基本法施行令第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき行う確認事務について、必要な事項を定める。

なお、公安委員会が行う確認事務は、「災害時等における緊急通行車両の確認事務取扱要領」により行うものとする。

第2 確認事務の実施者

知事が行う緊急通行車両等及び規制除外車両の確認事務は、次の者が処理するものとする。

- 1 危機管理防災局危機管理課長
- 2 各県税事務所長

第3 緊急通行車両等の対象とする車両

緊急通行車両等の対象とする車両は、次のいずれの要件にも該当する車両とする。

- 1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両
- 2 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用されている車両又は他の関係機関・団体等から調達した車両

第4 規制除外車両の対象とする車両

規制除外車両の対象とする車両は、次のいずれかの要件に該当する車両とする。

- 1 医師・歯科医師、医療機器等が使用する車両
 - 2 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - 3 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
 - 4 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
 - 5 その他、公安委員会が認める大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両
- ※事前届出の対象は、上記1～4の車両

第5 車両の確認申出の受理

- 1 緊急通行車両等事前届出済証又は規制除外車両事前届出済証(以下「事前届出済証」という。)の交付を受けている車両の確認申出の受理
 - (1) 公安委員会から事前届出済証の交付を受けている車両についての確認申出の受理は、事前届出済証の提出をもって行うものとする。
 - (2) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認は、他の車両に優先して行い、迅速に処理するものとする。
- 2 その他の車両の確認申出の受理

- (1) 事前届出済証の交付を受けている車両以外の車両についての確認申出の受理は、車両ごとに緊急通行車両等確認申出書(別記様式第1)又は規制除外車両確認申出書(別記様式第3)をもって行うものとする。
- (2) 申出書の受理及び確認にあたっては、内容を適正に審査し、かつ迅速に処理するものとする。

第6 確認証明書及び標章の交付等

- 1 緊急通行車両等の確認をしたときは、災害ごとに整理番号を付して、緊急通行車両等確認証明書(別記様式第2)及び標章(別記様式第5)を交付するものとする。
- 2 規制除外車両を確認したときは、災害ごとに整理番号を付して、規制除外車両確認証明書(別記様式第4)及び標章(別記様式第5)を交付するものとする。
- 3 緊急通行車両等又は規制除外車両として確認できないものについて却下したときは、確認申出書の備考欄にその理由を記載し、その処理顛末を明らかにしておくものとする。

第7 確認申出受理簿の整備

緊急通行車両等確認申出受理簿(別記様式第6)及び規制除外車両確認申出受理簿(別記様式第7)を備え、確認申出の処理経過を明確にしておくものとする。

第8 報告・調整

- 1 各県税事務所長は、確認証明書及び標章を交付したときは、緊急通行車両等及び規制除外車両確認状況即報内容(別表)を危機管理課に日報により報告するものとする。
- 2 危機管理課、警察本部交通規制課及び各道路管理者は、相互に連絡し、必要に応じ調整を図るものとする。

附 則

この要領は平成12年11月29日から実施する。

この要領の実施に伴い、「災害時における緊急輸送車両の確認事務取扱要領」は廃止する。

この要領は平成19年4月1日から実施する。

この要領は平成27年4月1日から実施する。

この要領は令和5年4月1日から実施する。

この要領は令和5年9月1日から実施する。

別記様式第2

第 号 年 月 日 緊急通行車両等確認証明書 栃木県知事 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

別記様式第3

<p>公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書</p> <p style="text-align: center;">申出者 住所 氏名</p>	
<p>番号標に表示 されている番号</p>	
<p>車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）</p>	
<p>活 動 地 域</p>	
<p>車 両 の 使用 者</p>	<p>住所</p> <p style="text-align: center;">() 局 番</p>
	<p>氏名又 は名称</p>
<p>緊急連 絡 先</p>	<p>住所</p> <p style="text-align: center;">() 局 番</p>
	<p>氏名</p>
<p>備考</p>	

別記様式第4

<p>第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">栃木県知事 印</p>	
<p>番号標に表示 されている番号</p>	
<p>車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）</p>	
<p>活 動 地 域</p>	
<p>車 両 の 使 用 者</p>	<p>住所</p> <p style="text-align: right;">() 局 番</p>
	<p>氏名又 は名称</p>
<p>有 効 期 限</p>	
<p>備考</p>	



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録 (車両) 番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録 (車両) 番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第7

規制除外車両確認申出受理簿

受理 番号	受理 年月日	申出者氏名	番号標に表示さ れている番号	車両の用途	証明番号	備考
		使用者氏名			交付年月日	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

(注) 確認申出を却下した場合は、備考欄にその旨記載すること。

別表

緊急通行車両等及び規制除外車両確認状況即報内容

1 所属

2 月 日 午後 時 分現在

3 確認証明書交付件数

(1) 緊急通行車両等

_____号から _____号まで _____件

(2) 規制除外車両

_____号から _____号まで _____件

4 確認証明書交付の内訳

(1) 人員輸送車両 _____ 件

(2) 物資輸送車両 _____ 件

(3) その他の車両 _____ 件